破産手続廃止

平成２１年（フ）第４４号
滋賀県彦根市竹ヶ鼻町124番地３
破産者　有限会社きた川
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第９８号
島根県浜田市日脚町184番地内１
破産者　安藤建設株式会社
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第２８１４号
愛知県大府市半月町１丁目105番地
破産者　有限会社司建設
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８号
福島県郡山市安積町荒井字丈部内８番地の２
破産者　株式会社優仁
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
金沢市高尾南３丁目45番地
破産者　株式会社蔵楽
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７７４号
三重県桑名市大字下深谷部708番地10
破産者　有限会社アイ・エス商事
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３８８号
愛知県半田市山代町１丁目106番地の７
破産者　有限会社ピー・アール・エス
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１７号
愛知県豊明市新栄町４丁目152番地
破産者　有限会社栄精密
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４８号
京都市東山区今熊野日吉町25番地26
破産者　株式会社フロムファースト
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第６５１５号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目２番26号
破産者　株式会社谷澤組
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６３０号
大阪府摂津市鳥飼中２丁目５番35号
破産者　有限会社ホープ保険事務所
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３１６号
大阪市中央区島之内１丁目21―24、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区島之内１丁目22番20号大和ビル本館三階308号
破産者　有限会社モーダヴェスティ
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６２２号
大阪市西区南堀江１丁目７番４号マルイト南堀江パロスビル
破産者　株式会社ピクセルデザイン
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６３５号
大阪市北区本庄西２丁目13番６号
破産者　パイ電機株式会社
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６５４号
大阪市中央区本町橋６―21シャンボール内本町312
破産者　有限会社田村龍平デザイン事務所
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８０７号
大阪市中央区石町１丁目１番１号
破産者　有限会社高生
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９７９号
大阪市北区西天満３丁目１番６号
破産者　株式会社メディックス
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１１５２号
堺市南区鴨谷台１丁４番５号
破産者　有限会社磯尾商店
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８０１号
大阪府河内長野市北貴望ケ丘15番６号
破産者　田嶋工業株式会社
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
大阪府貝塚市加神１丁目10番６号
破産者　有限会社エーティーシー
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８３３号
神戸市灘区楠丘町４丁目１番32―103号
破産者　有限会社アトリエシー・ケー・シー
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６０号
兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目613番地
破産者　有限会社堀本建設
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部